

戸籍・届け出・証明

戸籍

市民課

☎443-2075

各行政サービスセンター市民係 / 各中核型地区センター
 大沢野 ☎467-5810 大山 ☎483-1212
 八尾 ☎454-3114 婦中 ☎465-2115
 山田 ☎457-2111 細入 ☎485-2111

各地区センター（P8をご覧ください）
 とやま市民交流館（CiC 3階） ☎444-0640

主な届け出

種類	届け出の期限	届け出人	届ける所	届け出に必要な主なもの
婚姻届	届け出の日から効力があります	夫と妻	夫か妻の本籍地、住所地、所在地の市区町村役場	・届け出市区町村に本籍がない場合はその方の戸籍謄本1通 ・成年者の証人2名必要（署名）
転籍届	届け出の日から効力があります	筆頭者とその配偶者	本籍地、または届け出人の住所地、所在地、転籍地の市区町村役場	・現在の本籍市区町村以外に転籍の場合は戸籍謄本1通
養子縁組届	届け出の日から効力があります	養親と養子 ※15歳未満のときは法定代理人	養親か養子の本籍地、住所地、所在地の市区町村役場	・届け出市区町村に本籍がない場合はその方の戸籍謄本1通 ・成年者の証人2名必要（署名） ・未成年者を養子にする場合は家庭裁判所の審判書の謄本（例外もあり）
離婚届	届け出の日から効力があります	夫と妻	本籍地、夫か妻の住所地、所在地の市区町村役場	・届け出市区町村に本籍がない場合はその方の戸籍謄本1通 ・協議離婚の場合、成年者の証人2名必要（署名） ・調停や裁判の場合は審判書の謄本など
出生届	生まれた日から14日以内	父母（婚姻届を出していない場合は母）、同居者、医師、助産師の順	本籍地、出生地、または、届け出人の住所地、所在地の市区町村役場	・児童手当の振込のための預金通帳 ・母子健康手帳 ・健康保険証（出生子が加入する保険証） ・出生証明書
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	同居親族、その他の親族、同居者、家主、地主、土地家屋の管理人、後見人など	死亡者の本籍地、死亡地、または届け出人の住所地、所在地の市区町村役場	・死亡診断書 ・国民健康保険証（加入者のみ） ・後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ） ・国民年金手帳（加入者のみ）
死産届	死産した日から7日以内	父母（婚姻届を出していない場合は母）同居者、医師、助産師の順	住所地、所在地、または死産したところの市区町村役場	・医師の診断書 ・国民健康保険証（加入者のみ）
その他	・上記のほかに、養子離縁届、認知届、未成年者の後見届、失踪届、復氏届、入籍届、分籍届、氏の変更届、名の変更届、就籍届、戸籍訂正申請、国籍取得届などがあります。添付書類や必要なものについては、お問い合わせください。 ・届け出の用紙は市民課、各行政サービスセンター市民係、各中核型地区センター、各地区センターおよび、とやま市民交流館（CiC 3階）の窓口にあります。また、出生届、死亡（産）届の用紙は病院にもあります。			

* 平日の時間外および土曜、日曜、祝日は、富山市役所監視センター（地下1階）、各行政サービスセンター宿直室で受け付けます。
 * 婚姻、養子縁組届などについては、事前に市民課、行政サービスセンター市民係・中核型地区センター・地区センターで内容の審査を受けてから提出してください。
 * 届け出人は、届書に必要な事項を記入し、届出人署名欄に署名してください。

住民登録

市民課

443-2050

各行政サービスセンター市民係／各中核型地区センター
各地区センター（一部を除く）／とやま市民交流館

■主な届け出

届け出の用紙は窓口にあります。

種 類	届け出の期 限	届け出に必要な主なもの
転入届 新たに富山市に住所を定めるとき	転入した日から14日以内	◎他の市町村から転入したとき ・転出証明書 ・住民基本台帳カード・マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ・転入者全員の在留カード等（外国人住民の方） ・届ける方の本人確認書類※ ・児童手当・こども医療の申請に必要な書類（該当者のみ） ◎外国から転入されるとき ・転入者全員のパスポート ・富山市に本籍がない場合は、戸籍の全部事項証明（または個人事項証明）と戸籍の附票 ・転入者全員の在留カード等（外国人住民の方） ・届ける方の本人確認書類※
転居届 市内で住所を変えたとき	転居の日から14日以内	・住民基本台帳カード・マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ・転居者全員の在留カード等（外国人住民の方） ・国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ・届ける方の本人確認書類※
転出届 富山市外へ住所を移すとき（国外含む）	転出する前にあらかじめ届け出（1カ月前から受付可）	・住民基本台帳カード・マイナンバーカード（お持ちの方のみ） ・国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ・届ける方の本人確認書類※
世帯変更届	変更の日から14日以内	・国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ・届ける方の本人確認書類※

※届け出人の本人確認をさせていただきますので、官公署発行の顔写真付き本人確認書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）をお持ちください。

※一部の手続きができない窓口があります。

印鑑登録

市民課

443-2050

各行政サービスセンター市民係／各中核型地区センター
各地区センター（一部を除く）／とやま市民交流館

■印鑑に関すること

届け出に必要な申請書などは窓口にあります。

●印鑑登録の申請

登録できる人	・本市に住民登録されている方
登録できない人	・15歳未満の方
申請に必要なもの	・印鑑登録申請書 ・登録する印鑑（大量生産されているものは不可） ・代理人申請のときは代理権授与通知書（即日登録不可） ・印鑑登録証交付手数料…300円

*本人あてに「照会書」を送付しますので、その「照会書」の回答および本人確認書類の提示（代理人も含む）があったときに「印鑑登録証」を交付します。

*官公署発行の顔写真付き本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）により登録者自らの申請であることが確認できたときは、登録と同時に「印鑑登録証」を交付します。

*地区センターでは、即日登録はできません。

●印鑑登録証明書

申請に必要なもの	・登録している印鑑の証明手数料…300円 ・「印鑑登録証」または「とやま市民カード」「旧おおやま町民カード」「旧ふちゅう町民カード」 ・印鑑登録証明書交付申請書
----------	--

●印鑑の変更

申請に必要なもの	・印鑑登録廃止届 ・「印鑑登録証」または「とやま市民カード」「旧おおやま町民カード」「旧ふちゅう町民カード」がある場合はそのカード ・印鑑登録申請書 ・印鑑（改めて登録する印鑑と登録していた印鑑がある場合はその印鑑） ・代理人申請のときは、代理権授与通知書
----------	--

*手続きは、印鑑登録申請の場合と同じです。

●印鑑登録証の亡失

申請に必要なもの	・印鑑登録証亡失届 ・登録している印鑑 ・代理人による届け出のときは、あらかじめ亡失届に代理人に届け出を委任する旨の代理権授与通知書、本人と代理人の本人確認書類
----------	--

●印鑑登録の廃止

申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録廃止届 ・「印鑑登録証」または「とやま市民カード」「旧おおやま町民カード」「旧ふちゅう町民カード」 ・登録している印鑑 ・代理人による届け出のときは、あらかじめ廃止届に代理人に届け出を委任する旨の代理権授与通知書、本人と代理人の本人確認書類
----------	--

マイナンバーカード

(個人番号カード)

市民課

443-2269

各行政サービスセンター市民係／各中核型地区センター

マイナンバーカードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真が表示されたICカードです。個人番号を証明する書類、本人確認書類として利用できる他、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付サービス等が利用できる電子証明書が搭載されます。

- 申請された方のみ交付されるカードです。希望がある場合は、地方公共団体情報システム機構に郵便やインターネット・スマートフォンによるWEBサイトで申請してください。
※平成27年10月5日以降に住所、氏名などに変更があった場合は、通知カードに同封されていた交付申請書は使用できませんので、上記窓口にお問い合わせください。
- 初めてマイナンバーカードを申請する方の交付申請書については、市民課、各行政サービスセンター市民係、各中核型地区センター、各地区センター（一部を除く）、とやま市民交流館で発行しています。詳しくは、上記窓口にお問い合わせください。
- 申請の手続き後、後日の交付となります。(即日交付はできません。)
- 初回の発行手数料は、無料です。(再発行は手数料がかかります。)

各種証明

各種証明手数料

市民課

443-2048

各行政サービスセンター市民係／各中核型地区センター
各地区センター（一部を除く）／とやま市民交流館

種類	内容	手数料
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・除籍全部事項証明書(除籍謄本)	戸籍・除籍に記載された事項の全部を証明したもの	戸籍 1通450円 除籍 1通750円
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)・除籍個人事項証明書(除籍抄本)	戸籍・除籍に記載された事項の個人を証明したもの	戸籍 1通450円 除籍 1通750円
改製原戸籍(謄本・抄本)	法令の改正により戸籍を作り直したときの、作り直す前の戸籍	1通750円
戸籍の附票の写し(謄本・抄本)	その戸籍に在籍中の住所の履歴を証明したもの	1通300円
戸籍受理証明書	戸籍届出受理に伴う証明	1通350円 (上質紙1通1,400円)
住民票の写し	住民票に記載された事項を証明したもの	1通300円
身分証明書	禁治産・準禁治産宣告および後見登記の有無に関する証明	1通300円
印鑑登録証明書	登録している印鑑の証明	1枚300円
電子証明書	公的個人認証サービスにおける電子証明書の発行	1件200円 (令和6年3月末まで初回無料)

- *電子証明書の取り扱いは、市民課、各行政サービスセンター市民係、各中核型地区センターのみです。
- *本人確認書類
窓口に来られた方の運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなどで本人確認をします。
- *委任状
本人以外の代理人が窓口に来られる場合は、委任状が必要です。
- *印鑑登録証明書の申請に必要なものはP13をご覧ください。
- *郵便で申し込みをされるときは、下記の所にご送付ください。その際には、切手を貼った返信用封筒および手数料(定額小為替)、請求者の本人確認書類の写しを同封してください。(印鑑登録証明書、電子証明書は郵便での申込みはできません。)

〒930-8510 富山市新桜町7-38 富山市役所市民生活部市民課

■とやま市民交流館 (CiC 3階 ☎444-0640)

サービス内容		平日	土・日・祝
各種証明書の交付	住民票の写し	10:00~20:00 (19:30受付終了)	
	住民票記載事項証明書		
	印鑑登録証明書		
	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・ 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)		
	戸籍の附票の写し		
	身分証明書		
	税証明書	10:00~19:00	
住民異動届、印鑑登録などの受付		10:00~19:00	
戸籍届の受付	10:00 ~ 17:15		
戸籍届の預かり	17:15 ~ 20:00 (19:30受付終了)	10:00 ~ 20:00 (19:30受付終了)	
とやま広域窓口サービス ※県内市町村の住民票などの交付が受けられるサービス	10:00 ~ 16:30		
こども・妊産婦医療、児童手当、ひとり親応援・子育て支援金、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、重度心身障害者医療に関する各種届け出、「おでかけ定期券」発行	10:00~20:00 (19:30受付終了)		
市民学習コーナーの使用時間	10:00~20:45		

休館日：CiC ビルの休館日、年末年始（12月29日～1月3日）
※手続きの内容によって、受付できない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

■とやま広域窓口サービス

市民課	☎443-2050
各行政サービスセンター市民係 とやま市民交流館	

県内15市町村（24か所）のどこからでも「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）」「戸籍の附票の写し」「身分証明書」の5つの証明書の交付を受けることができるサービスです。

※地区センターでは取り扱いできません。

証明書の種類	請求できる人
住民票の写し	本人、または本人と同一世帯の人
印鑑登録証明書	本人
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・ 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	本人、または本人と同一戸籍の人
戸籍の附票の写し	本人、または本人と同一戸籍の人
身分証明書	本人

●交付を受けるには

申請に必要なもの	・本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど) ・印鑑登録証明書が必要な場合は印鑑登録証
請求方法	窓口にて備えてある「とやま広域窓口サービス用交付請求・申請書」に必要事項を記入・押印して、本人確認書類を提示のうえ、窓口にて提出してください
受付日 受付時間	月曜～金曜（祝日は除く）の 8:30～16:30
手数料	住所地・本籍地の市町村の手数料条 例に基づく金額

■コンビニ交付サービス

市民課	☎443-2048
納税課	☎443-2142

マイナンバーカードを使用して、全国各地のコンビニエンスストア等のマルチコピー機で各種証明書を取得することができます。

証明書の種類	・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・戸籍全部事項(個人事項)証明書 ・戸籍の附票の写し ・所得・課税証明書(P57参照)
利用時間	6時30分から23時 ※12月29日～1月3日及び メンテナンス日を除く
手数料	窓口交付時より100円減額 ※令和5年5月1日から 令和7年4月30日まで ※戸籍全部事項(個人事項)証明書、 戸籍の附票の写しは、富山市に本籍がある方が対象。

*マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）が設定されている必要があります。